

様式第 1 号（第 5 条関係）

入 札 公 告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 11 月 4 日

越前市長 山 田 賢 一

1 入札に付する事項

- （１）案 件 名 越前市霊園管理業務
- （２）業務場所 越前市鴨谷霊苑（越前市白崎町・春日野町地係）
越前市佐山鹿ノ楽墓園（越前市栗田部町地係）
- （３）案件概要 越前市霊園管理業務。詳細は別紙「仕様書」のとおりとする。
- （４）業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- （５）契約形態 債務負担行為を設定した 5 年間の複数年契約
- （６）設 計 額 総額 29,722,000 円（税込額）
支払上限額：各年度 5,944,400 円（税込額）

2 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、市長による当該案件に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- （１）令和 7 年度越前市指名競争入札参加資格を有する者又は参加資格を希望する者。（「参加資格を希望する者」とは、契約相手方となった場合に速やかに入札参加資格手続きができる者をいう。）
- （２）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- （４）福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者
- （５）令和 3 年度以降に、地方公共団体等（広域事務組合を含む。）から元請として本業務と類似する業務（指定管理者を含む。）を契約し、履行した実績

があること。

- (6) 福井県内に営業拠点を置き、当市の連絡から1時間以内に駆け付け緊急時の対応が可能であること。

3 入札参加資格の確認申請

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 2（5）の実績調書（様式第3号）

※契約書及び仕様書等の写しは2契約以上

ウ 2（6）の登記事項証明書

(2) 申請書等の配布方法

越前市ホームページ【入札情報】にて配布する。

(3) 申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出するものとする。

ア 受付期間

令和7年11月5日（水）から令和7年11月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の8時30分から17時まで

イ 受付場所

越前市 市民福祉部 窓口サービス課 宮崎、北村

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 越前市役所 1階

電話 0778-22-3396

メール simin@city.echizen.lg.jp

ウ 提出部数

2部

(4) 現地説明会

現地説明会への出席は任意とします。

ア 日時 令和7年11月17日（月）を予定（時間については後日連絡）

イ 場所 越前市白崎町、春日野町地内 越前市鴨谷霊苑

越前市栗田部町第105号12番の2 越前市佐山鹿ノ楽墓園

ウ 参加人数 1社2名まで

エ 申込期限 令和7年11月12日（水）午後5時まで（必着）

オ 申込方法 「現地説明会参加申込書」を持参又は電子メールにて提出し

てください。

電子メール送付先 simin@city.echizen.lg.jp

※電子メールで申し込む場合は、件名を「霊園現地説明会参加申込書」とし、送信後に電話にて受信確認を行うこと。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認通知書

令和7年12月1日（月）付けで通知するものとする。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和7年12月8日（月）17時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ イの書面の提出先は越前市市民福祉部窓口サービス課とする。

エ イの書面の提出があった場合は、市は令和7年12月15日（月）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月15日（月）10時まで

(2) 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

6 質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、書面で持参又は郵送、もしくは電子メールによるものとし、電子メールの場合は送信後に電話にて受信確認を行なうこと。

(1) 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）8時30分から17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付場所

3（3）イと同じ

(3) 回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月15日（月）10時まで

イ 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

7 入札書の提出及び開札

(1) 入札書提出日時

令和7年12月15日（月）午前10時

(2) 提出場所

越前市役所 4階 会議室4-1（越前市府中一丁目13-7）

(3) 開札日時

入札書受付後、直ちに行う。

(4) その他

入札書の提出に当たっては、入札参加資格確認通知書を持参すること。

8 入札の方法及び落札者の決定等

(1) 入札回数は2回を限度とする。

(2) 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。

9 入札保証金

入札保証金（入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の金額）は、越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

10 契約保証金

契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）は、越前市契約規則第25条及び第25条の2の規定に基づき、契約締結までに納付又は担保等を提

供するものとする。ただし、同規則第 26 条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1.1 参加資格の取消

入札参加資格確認通知において、入札参加資格があると認められた者（共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当するに至ったとき。
- （２）3（１）に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- （３）越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（平成 17 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

1.2 契約書作成の要否

必要

1.3 支払条件

（１）支払方法

各年度四半期ごとの支払いとし、業務完了後検査したうえで、請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

（２）前払金

なし

1.4 入札の無効

越前市契約規則第 15 条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- （１）入札参加資格の確認を受けていない者
- （２）入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者
- （３）開札時点で入札参加資格を欠くに至った者
- （４）入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者
- （５）公表された設計額を超える価格で入札をした者

1.5 入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- (2) 入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。
- (3) 事故が発生したとき。
- (4) 不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

1 6 問い合わせ先

不明な点については、下記まで問い合わせること。

入札担当課	総務部 財産管理課	電話 0778-22-3062
契約担当課	市民福祉部 窓口サービス課	電話 0778-22-3396